

神戸市の私立幼稚園における 障害児保育の実態と課題

石岡 由紀

問題と目的

近年、障害を持つ幼児が障害を持たない幼児とともに保育を受けることの意義が認められ、その社会的ニーズは高まってきている。従来、障害を持つ幼児の保育に関しては、保育所がその大きな役割を担ってきたといえる⁽¹⁾⁽²⁾。しかしながら、幼稚園の教育要領が改訂され、子どもの権利条約が日本で批准される等、今まで持たれていた子ども観や教育観が大きな転換期を迎えようとしている。今後障害を持つ幼児の保育のあり方を考察していくにあたっては、幼稚園における保育も今まで以上にその役割を担っていく必要があるものと考えられる。

さて、神戸市における障害児保育施策は、1960年代にそれまで学齡児を対象としていた通園施設である丸山学園に就学前幼児を受け入れたことに始まり、養護学校および盲・聾学校幼稚部や各種通園施設を開設するなど、独自の保育施策を展開してきた。その後、1975年には、公立幼稚園において教員の加配を開始するなど障害を持つ幼児に対する保育の充実を図ってきたといえる。しかしながら、幼稚園教育の主流ともいえる私立幼稚園における障害児保育の実態はあまり明らかにされておらず、未だ各園独自の取り組みによってその保育が展開されているものと考えられる。

一方、統合保育に関する調査研究（畑山ら、1982⁽³⁾1990⁽⁴⁾；浦崎1990⁽⁵⁾）においては、専門機関との連携の問題、保育者の人数や1クラスの幼児数を含む施設・設備の充実の問題、または担当保育者の専門性の問題等が、しばしば問題にされる。幼児教育関係者、大学教員、幼児の保護者を対象に「障害を持つ幼児が幼稚園で保育を受けること」についての考えを聴取した面接調査（石岡、

1995^⑥)においても、障害を持つ幼児が幼稚園で保育を受けることを困難にしていると思われる要因が、上記した問題にあるのではないかと考えられていることが明らかになった。そこで、今回は面接調査では明らかにすることができなかった障害児保育の実態を、特に各園独自の保育展開がなされている神戸市の私立幼稚園において、明らかにすることを本研究の目的とした。

方 法

1. 調査対象

調査対象は、神戸市における北区、垂水区、西区の全私立幼稚園36園である。調査は各園園長あてにおこなったが、記入者に関する指定は特に行なわなかった。なお神戸市中部、東部地区は阪神・淡路大震災による被害を考慮し、今回の調査の対象外とした。

2. 手続きおよび質問内容

調査は、1995年6月、郵送による質問紙法で行なわれた。質問紙は以前に実施した面接調査の結果をふまえて作成されたが、その内容はおおむね次の3点に大別される。①保育形態について、②障害を持つ幼児の状況について、③現状の問題点について（自由記述）

結 果

1. 回収状況

回収率は、75%であり、36園中27園より回答された。そのうちわけは北区9/14、垂水区12/14、西区6/8である。（回収園数/調査対象園数）

2. 回答園の概要

①園児数

園児数の分布を示したのがTable 1である。神戸市における公立幼稚園の平均在籍数が約44名であるのに対して、今回の調査対象地域にある私立幼稚園では、150名以上在籍する園がほとんどであり、300名を越える園児数を持つ園が13園存在するなど、かなり大規模園児数で運営されている園が目立つ。これ

Table 1 園児数

園児数	園 数
～ 20	0 (0)
21～ 50	1 (1)
51～100	0 (0)
101～150	1 (1)
151～200	6 (6)
201～250	4 (3)
251～300	2 (1)
301～350	5 (4)
351～400	4 (2)
401～	4 (1)

() 内は障害を持つ幼児が在籍する園数

は、今回調査対象とした神戸市西・北部地区が、新興住宅地であるという地域性を持つこと、さらに神戸市における公立幼稚園は1年保育を基本としており、2～3年保育を希望する場合は、必然的に私立幼稚園に在籍しなければならないということに起因するものと考えられる。

② 1クラスの在籍数

各園における1クラスの園児数をTable 2に示した。各年齢群における平

Table 2 1クラスの園児数

園児数	3歳児	4歳児	5歳児
～15	1 (2)	0 (0)	0 (0)
16～20	8 (6)	2 (5)	1 (0)
21～25	8 (10)	2 (0)	2 (0)
26～30	5 (0)	8 (16)	5 (11)
31～35	2 (0)	11 (10)	10 (1)
36～39	0 (0)	4 (1)	9 (12)
平均人数	22	30	33

※ 4, 5歳児の混合クラスのある場合はその平均とした
() 内は障害を持つ幼児の累計数

均在籍数は、3歳児22名、4歳児30名、5歳児33名である。3歳児では、1クラス12名で編成されている園から30名以上で編成されている園もあるなど、各園においてばらつきがみられるが、25名以下でのクラス編成が主流（70%）であり、1クラス35名以上で編成されている園はなかった。4・5歳児では1クラスの在籍数が31名を越える園が大半（4歳児55.5%、5歳児70%）をしめており、35名をこえるクラス編成がなされている園は、4歳児で6園（22.2%）、5歳児で10園（37%）あった。

③職員構成

職員の構成としては、単数担任制をとっている園が最も多く全園の55.5%である。複数担任制をとっている園であっても、全クラスが複数担任で運営されているわけではない。Fig 1は、クラス数と担任をしている教員の数を比較

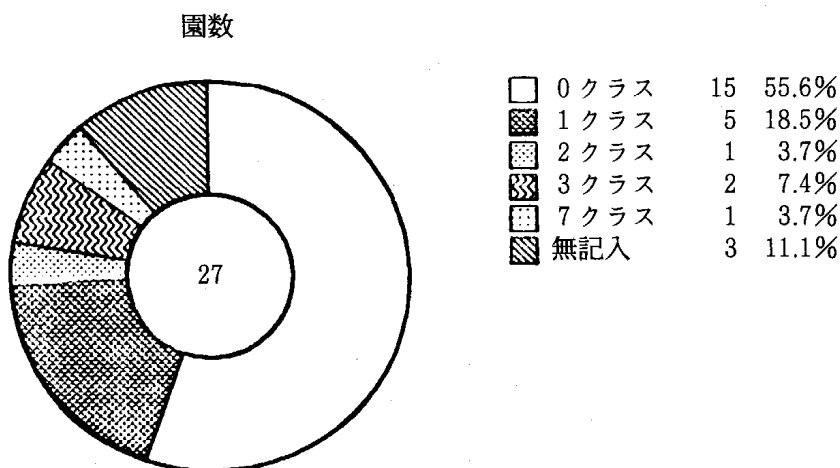


Fig. 1 複数担任のクラス数

し（担任数）－（クラス数）＝（複数担任クラス数）として示したものである。7クラスを複数担任により運営している園であっても、その実施クラスは、全クラス数の半数であり、対象全クラス中で複数担任制を実施しているのは20クラス（8%）である。この結果からは、今後早期に複数担任制を完全導入することは困難な状況にあるように思われる。一方、複数担任制をとっている園では、主に3歳児を複数で担任している場合が多いが、保育への参加状況が悪く、介助の必要な幼児が在籍するクラスを複数で担任しているというケースもみられた。

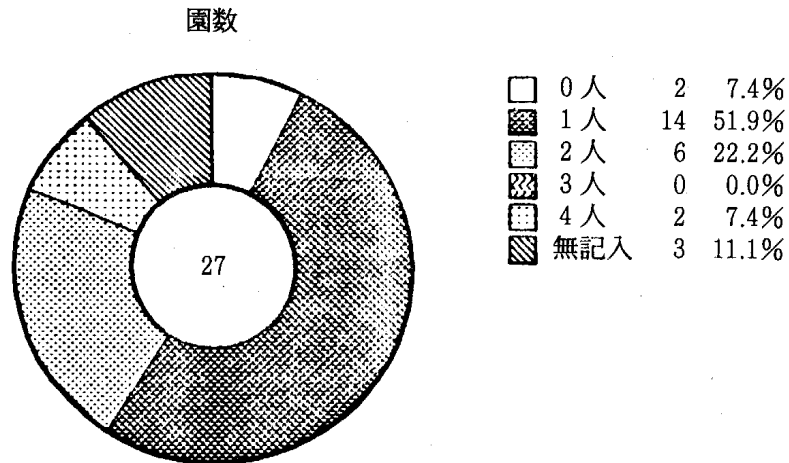


Fig. 2 フリーの教員数

Fig. 2 はフリー教員の人数である。フリー教員の配置に関しては、比較的小規模な園に複数のフリー教員が配置されていたり、またその逆の配置がある場合もあり、母集団の大きさによる一貫性は見られず、各園独自の方針によるものが大きいと考えられる。その状況は1名のフリー教員を配置している園は14園(51.8%)あり、その中で障害を持つ幼児が在籍している園は8園ある。さらにその8園中障害を持つ幼児数のうちわけは障害を持つ幼児1名在籍が3園、障害を持つ幼児2名在籍が1園、障害を持つ幼児3名在籍が3園であり、障害を持つ幼児が5名在籍している園も1園ある。フリー教員を2名以上配置している園は8園(29.6%)あるが、いずれも障害を持つ幼児が在籍している。しかも1園をのぞいて障害を持つ幼児が複数在籍している。フリーの教員を4名配置している2園には障害を持つ幼児が各々5名、12名在籍している。一方フリーの教員の配置がなく障害を持つ幼児が在籍している園も2園存在しており、その園に在籍する障害を持つ幼児は、それぞれ2名と3名であった。また、障害を持つ幼児に対する専任の教員を配置している園は6園(22.2%)あり、その内訳はTable 3 に示すとおりである。この中には、Fig. 2 で示したフリー教員も含まれている。11名いる専任の教員のうち教員養成大学等で障害児教育を専攻した、または養護学校教員の免許を取得しているなどにあてはまる教員は2名であった。専任の教員の勤務形態は、常勤教員が5名に対して非常勤教員は6名と、普通教員の勤務形態と比較すると非常勤による採用が高いことが

Table 3 障害を持つ幼児に対する専任の教員の人数（ ）内は在籍する障害を持つ幼児の数

教員数	園数	勤務形態および在籍する障害を持つ幼児の数
0名	21園	21園中、障害を持つ幼児が在籍している園は9園
1名	3園	常勤1名（3名）・常勤1名（3名）・※常勤1名（6名）
2名	2園	常勤／非常勤各1名（11名）・非常勤2名（5名）
3名	0園	
4名	1園	※常勤／非常勤各2名（12名）

※は専門性を持つ教員の在籍する園（対象教員は2名）

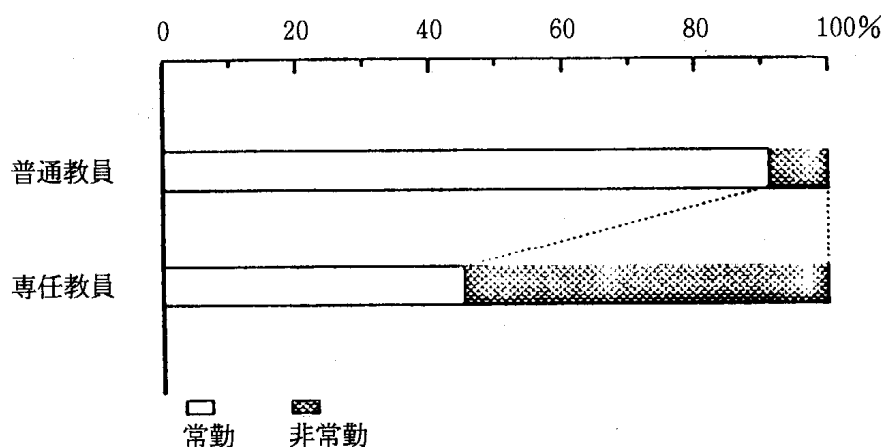


Fig. 3 障害を持つ幼児専任の教員の勤務形態

わかった (Fig. 3)。

3. 障害を持つ幼児の状況

①障害を持つ幼児の在籍状況

回答幼稚園中、障害を持つ幼児が在籍している園は19園（70.3%）である。今回、回答のあった障害を持つ幼児の数は74名であり、その障害の種類は Table 5 に示すとおりである。各園で受け入れられている障害を持つ幼児の人数は、3名までが、障害を持つ幼児が在籍する園の68%を占めているが、5名以上在籍している園が、その他の31%を占めており、その内訳は、5名が2園、6名が1園、8名が1園、11名が1園、最も多い園では12名の幼児が在籍している (Fig. 4)。母集団の数の違いで比較してみると、全園児数200名以下の8園には、すべて障害を持つ幼児が在籍しており、その平均在籍数は、1園

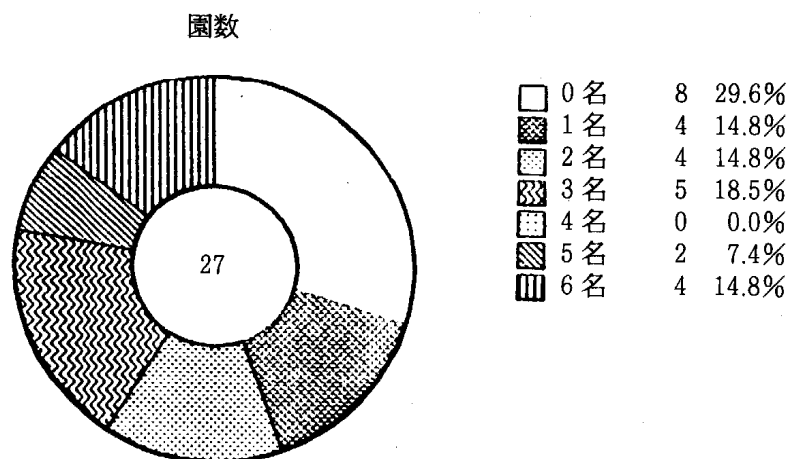


Fig. 4 1園に在籍する障害を持つ幼児の数

あたり3.4名である。全園児数が200～350名の11園のうち障害を持つ幼児が在籍している園は8園（73%）で、その平均在籍数は1園あたり3.4名である。一方、全園児数が350名をこえる8園中、障害を持つ幼児が在籍している園は3園（37.5%）で、その平均在籍数は1園あたり1名である。障害を持つ幼児の在籍する割合は園児数に比例しておらず、この結果からは、園児数の少ない園に、障害を持つ幼児の在籍する割合が高く、園児数の多い園には障害を持つ幼児の在籍する割合が低いということになる（Table 1）。

障害を持つ幼児の性別は、ほぼ70%が男児がしめている。年齢は74名中3・4歳児が67.5%をしめており3歳児で障害を持つ幼児として回答された幼児は、全3歳児の2%にあたる。（Table 5）

一方、障害を持つ幼児の保育経験年数を比較してみると、保育経験年数1年目の幼児が全体の55.4%をしめているのであるが、その年齢は3・4歳児が95%をしめている。これは幼児およびその保護者が幼稚園における2～3年の保育を希望している結果であると考えられる（Table 4）。前述したように神戸市立幼稚園は1年保育が主流となっている。そのため、幼稚園で2～3年保育を希望する場合は、私立幼稚園に就園しなければならない場合が多くなるのである。本調査の結果から障害を持つ幼児の幼稚園における2～3年保育に対するニーズは顕著であると考えられる。

Table 4 障害を持つ幼児の保育経験年数

保育経験年数	5歳児	4歳児	3歳児	計
1年目	2	21	18	41
2年目	17	10	0	27
3年目	4	0	0	4
無記入	1	1	0	2
計	24	32	18	74

Table 5 障害の種類と年齢

障害の種類	男児	女児	計
肢体不自由（病・虚弱児1名を含む）	3	3	6
精神発達遅滞（言語発達遅滞児8名を含む）	9	1	10
視覚障害（言語発達遅滞児1名を含む）	1	3	5
聴覚障害	2	0	2
ダウン症候群	1	1	2
病・虚弱	2	1	3
自閉的傾向	9	1	10
言語発達遅滞	7	3	10
情緒障害（言語発達遅滞児2名を含む）	5	3	8
その他（無記入も含む）	13	4	18
計	52	20	74

※性別が記入されていない幼児は計欄のみ記入

②障害の種類

園に在籍する幼児の障害の種類に関しては、その内訳と年齢構成をTable 5に示した。精神発達遅滞や情緒障害を伴う言語発達遅滞が多く、全体の30%をしめている。続いて自閉的傾向のみられる幼児が多いことがわかる。一方、出現率が比較的明らかにされているダウン症児に関しては、回答のあった園には2名しか在籍していない。全園児数7,519名からダウン症児の出現率を算出するとおよそ7~10名程度と考えられるので、私立幼稚園における在籍率は低いものと考えられる。これは、ダウン症児が、幼稚園就園年齢である3歳以前の比較的早期から保育所等へ就園する機会が多いことがその要因となっているものと考えられる。視覚障害、聴覚障害と回答された幼児は各々5名（7%）、

2名(2%)であった。また、病・虚弱と回答された幼児は3名(4%)、肢体不自由と回答された幼児は6名(8%)であった。

障害を持つ幼児を保育する場合の担任以外の教員の必要性について質問をした項目に関しては、自閉的傾向のある幼児に対する必要度が高いとされている傾向にあることがわかった。自閉的傾向のある幼児10名中、担任以外の教員の必要性が「非常に高い」が6名、もしくは「高い」が3名であった。これは対象幼児74名中、担任以外の教員の必要性が「非常に高い」7名、「高い」9名とされている回答の中で非常に高い割合をしめていると思われる。この理由として保育への参加が困難であり、集団からの逸脱がみられるということが考えられる(Fig.5,6)。また、自閉的傾向のある幼児以外で、担任以外の教員

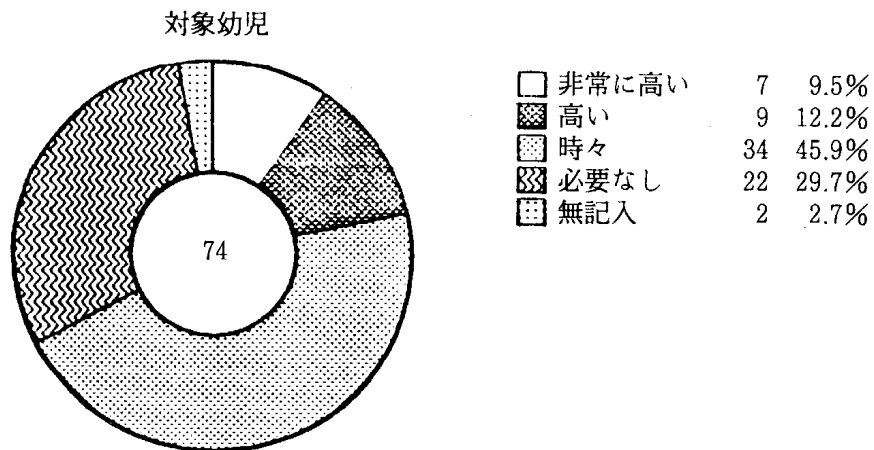


Fig. 5 担任外教員の必要性

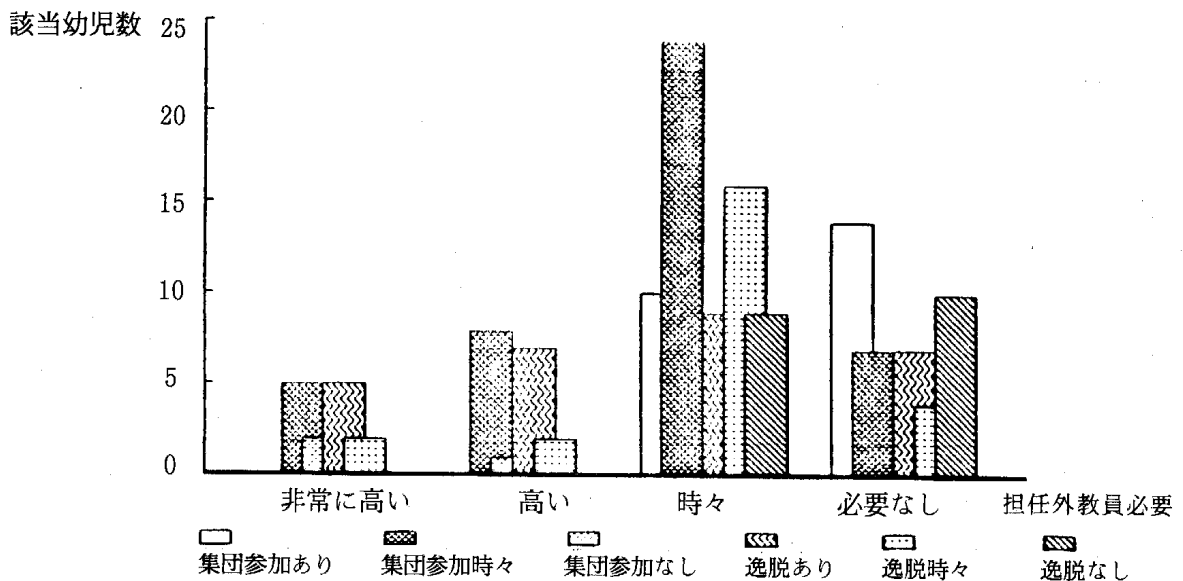


Fig. 6 「集団への参加」「逸脱の有無」と担任外教員の必要性との関係

の必要性が「高い」とされている幼児にも、集団からの逸脱がみられるという回答がなされている。集団からの逸脱がみられる場合、担任一人ではその保育を十分に保障することができないというのが、担任以外の教員を必要とする大きな要因となっているものと考えられる。一方、障害の種類に関係なく「排泄」「食事」「移動」「着脱」に関して全介助を必要とする幼児に関して、担任以外の教員の援助の必要性が「非常に高い」または「高い」と回答されている (Fig. 7)。

該当幼児数

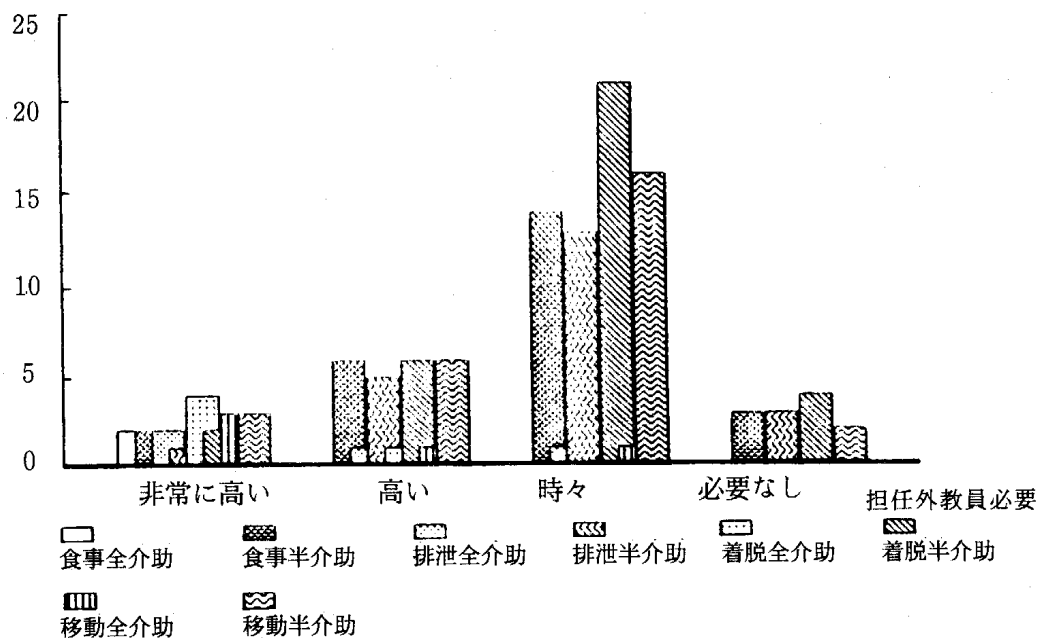


Fig. 7 介助の状況と担任外教員の必要性との関係

③連携をとっている専門機関

障害を持つ幼児を保育していくにあたっては、他機関との連携の必要性が高いといわれている。専門機関や担当医師による情報の提供は担当教員が、一人の幼児を保育していくにあたって、その幼児に対する理解を深めるための一手段として必要なことであると考えられる。連携をとっている専門機関としては、きこえとことばの教室、通園施設、病院、福祉センター、児童相談所等があげられた (Table 6)。特に言語発達に何らかの遅れをみせている幼児21名中17名がきこえとことばの教室に通級しており、神戸市の私立幼稚園に在籍する幼児にとっては、最も身近な専門機関ということができよう。全対象幼児74名

Table 6 連携をとっている専門機関 (19在籍園中複数回答あり, 74名中複数回答あり)

	※きこえ	通園施設	病院・園医	福祉センター	児童相談所	その他	なし
園	12園	5園	5園	3園	3園	2園	1園
幼児	17名	6名	9名	4名	3名	5名	34名

※ きこえとことばの教室

中、複数回答を含めた43名（58%）が幼稚園と他機関との連携をとっていることが明らかになった。一方、連携をとっている専門機関がないと回答した園は1園のみであるが、対象を幼児にしてみると該当する相談機関がないと回答している者が全体の46%をしめている。自由記述によると、専門機関との連携を持っていると回答のあった園であっても「もっと信頼のおける利用しやすい専門機関の充実をのぞむ」という内容の意見がみられた。

考 察

①担当教員に関する問題

今回の調査によると、1クラスの幼児数は、4歳児で30名前後、5歳児になると35名前後がその主流となっている。また、担当教員に関しては単数担任制をとっている園が主流をしめている。この結果からすると、集団からの逸脱がみられたり、全介助が必要である幼児が在籍したクラスでは、担任一人ではその対応が不十分になることが考えられる。本調査においても、担任以外の教員の必要性が高いと考えられているのは、上記の項目にあてはまる幼児であった。その対応策としてフリーの教員を配置している園が見られるが、当然のことながらその人数は、専門施設等における職員配置と比較すると十分な人数であるとはいいがたい。集団からの逸脱や、全介助を必要とする幼児が複数在籍する場合、担任以外の教員も複数必要となるものと考えられる。神戸市においては私立幼稚園に対して、障害を持つ幼児の就園に対する助成金を交付するという形態をとっている。しかしながら、その交付金額は幼児一人に対し、年間26万円というものであり、事実上この助成金のみで教員の加配を求めるのは困難であると考えられる。そのため、教員の加配に関しては私立幼稚園独自の負担に

よるところが大きく、今だにその対応に関しては大きな遅れをとっているものと考えられる。

②施設・設備，行政施策に関する問題

現在私立幼稚園で障害を持つ幼児の在籍を認めた場合，保育困難な状況が生じても，相談する機関がなかったり，特別な訓練が必要と思われても幼稚園では十分に対処することができないという現状が自由記述により明らかになった。神戸市においては，その独自の展開として「きこえとことばの教室」を中心とする通級制度が設けられている。各園独自の取り組みによって障害を持つ幼児の保育を展開している私立幼稚園においては，身近な専門機関としてその存在は非常に大きなものであると考えられる。しかしながら，その設置目的上，サービスを受ける対象は，障害を持つ幼児本人であり，幼稚園の教員の相談ニーズに応じたサービスの提供に関しては，通級担当教員の人数や専門性にも限界があり，現状においては相談機関としてのサービス提供は困難な状況にあるといえる。また，現状では幼稚園に在籍しながら，通園施設において適切な指導や訓練を受けることは，基本的に認められていない。幼児にとって負担になる二重在籍は，不適當であると思われるが，必要なサービスの提供はなされるべきであろう。

一方，行政施策に関しては，前述した教員加配に対する経済的助成を要望する声も多くみられた。障害を持つ幼児を受け入れるにあたって，教員の加配が必要とされる場合であっても，園独自でその経済的負担を負わなければならないために，現状の教員のみで保育可能な幼児を対象に保育を展開するという現象がおこっているものと考えられる。

③専門性に関する問題

障害を持つ幼児に対する専任教員のうち，教員養成大学等で障害児教育を専攻した，または養護学校教員の免許を取得している等にあてはまる教員は2名であった。また，前述したように障害を持つ幼児に対する専任の教員が在籍している園であっても，普通教員と比較して，その勤務形態が非常勤である割合が高いということにも反映されるように，幼稚園において障害を持つ幼児の保

育に対する教員の専門性は、今のところあまり重要視されていない傾向にあると考えられる。その結果として幼稚園という教育機関において、障害を持つ幼児に対する専門的な療育サービスを提供することは困難なことであると思われる。また、幼稚園において、他の幼児から分離した形態で特別な療育サービスを提供するという点に関しては、地域の幼稚園に就園したいと希望する本来の目的から逸脱しているものと思われる。ただ、幼稚園という教育現場にその専門性が欠如しているということを経由に障害を持つ幼児が幼稚園における保育を受けることができないという現状は、今後解決していかねばならない大きな課題といえよう。そこで、その現状を改善していくためには、幼稚園に在籍しながらも各療育サービス機関において適切な相談・訓練を受けることが可能となるような施策が必要であろう。例えば現状の通園施設における分離保育体制から従来の施設業務を兼備した相談機関としての運営形態の変更等が考慮されるべきであると考えられる。また通級学級制度において、教職員の人員もしくは専門性の充実を図り、身近な専門療育機関としてその業務内容が拡張されることがのぞまれる。

結 論

本調査から、1園に在籍する園児の多さ、またはその人数に対する教員数が、専門療育機関と比較すると明らかに不足していることは否めない事実であり、その中で障害を持つ幼児を保育している園においても、専門的知識を有した教員が少ない上、公的な相談機関も充実していないという事実が明らかになった。その結果として障害を持つ幼児が幼稚園で保育を受けるということについて「幼稚園で保育を受けるより適した療育機関があるのではないか」、「私立幼稚園という制約された教員・施設環境の中では、その限界があるのではないか」という意見がみられたものと考えられる。しかし実際には、私立幼稚園には様々な障害を持つ幼児が在籍している。また未だ少数ではあるものの、障害を持つ幼児に対する専任の教員や、フリーの教員の配置、もしくは、複数担任制の導入が、園独自の経済負担によりなされている幼稚園が存在していること、また

今以上のよりよい連携を持つために、専門機関のサービスの充実を求める意見が出されるなど、園独自の取り組みや改善策が講じられている。これらの事実から、現在神戸市の私立幼稚園における障害児保育の取り組みは、従来の分離による保育を主流とする保育観からのゆるやかな転換期にあるものと考えられる。それに対する行政による経済助成や公的専門機関のサービス提供の不十分さには、多くの課題が残されているといえる。ただその行政施策の遅れが放置されている背景には、人的配置を含めた今現在の幼稚園の施設・設備や幼児の集団活動に幼児を同化させる、言い換えれば同化することが可能な幼児をその保育対象とするという考え方が存在していると思われる。比較的軽度といわれる幼児の在籍率は高くなってはいるものの、その一方で重度の障害を持つ幼児の在籍は、今だに困難を極めているという状況が存在しているのもその現れの一つであるといえるであろう。今後、障害を持つ幼児が地域の幼稚園で保育を受けるということを保障していくにあたっては「障害児」という枠組みを通してその保育施策を講じるという考え方ではなく「障害を持つ一人一人の幼児、その子」に応じた保育サービスを提供するという発想の変換が求められるのである。

今後の課題

今回の調査対象地域は、神戸市西・北部の私立幼稚園のみであった。今後は、幼児数の減少が問題視されている中央・東部地域における私立幼稚園の実態調査も必要であろう。

また、障害を持つ幼児に対する専任の教員を配置するなど独自の展開を試みる幼稚園を対象に、保育の展開の方法や取り組み方もしくは、相談機関としての専門施設との連携のあり方を1つのモデルとして提示することも、今後の障害を持つ幼児に対する保育のあり方を検討する有効な方法であろうと考えられる。

《註》

- (1) 中央児童福祉審議会保育制度特別部会中間報告『保育問題をこう考える』1963
- (2) 『神戸市障害児保育事業実施要項』1977
- (3) 畑山みさ子ら「障害児の統合保育に関する調査研究(1)」発達障害研究 第4巻 第2号 1982
- (4) 畑山みさ子ら「障害児の統合保育に関する調査研究(2)」発達障害研究 第12巻 第2号 1990
- (5) 浦崎源次「名古屋市における障害児保育の現状と課題」名古屋市立保育短期大学研究紀要 第29号 1990
- (6) 石岡由紀「障害を持つ幼児と幼稚園教育の在り方に関する一考察」神戸親和女子大学児童教育学研究 第14号 1995